

伊万里市公告第69号

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の一部を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更を次により縦覧に供する。

令和8年10月8日

伊万里市長 深浦 弘信



記

1 農用地利用計画変更の縦覧場所

伊万里市農業振興課 伊万里市立花町1355番地1
伊万里市ホームページ

用途区分を変更する農地(単位 : m²)

番号	町名・大字	字	地番	田	畑	樹園地	農業用 施設用地	面積計
1	木須町	字四番新田	5348番1の全部	779.00				779.00
1	木須町	字四番新田	5348番3の全部	263.00				263.00
1	木須町	字四番新田	5350番1の全部	1,728.00				1,728.00
1	木須町	字四番新田	5355番1の全部	438.00				438.00
2	松浦町山形	字久良木	6296番2の一部	30.24				30.24
	合計		5筆	3,238.24				3,238.24

ア. 農業振興地域整備計画の変更経過

	変更決定年月日(法第12条の規定による)及び番号	備考
当初	令和7年3月25日付け伊万里市公告第15号	
第13回	令和8年10月2日付け伊万里市公告第63号	

イ. 農用地利用計画

	総面積	農 用 地						混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
		農 地				採草放牧地	計				
		田	畑	樹園地	計						
農業振興地域	224,700,000.00 ^m	30,374,997.44 ^m	15,765,129.52 ^m	2,494,446.54 ^m	48,634,573.50 ^m	243,378.00 ^m	48,877,951.50 ^m	0.00 ^m	665,564.87 ^m	114,137,909.81 ^m	61,018,573.82 ^m
農用地利用計画(当初)	32,769,597.27 ^m	25,133,296.38 ^m	5,098,492.48 ^m	1,628,865.54 ^m	31,860,654.40 ^m	243,378.00 ^m	32,104,032.40 ^m	0.00 ^m	665,564.87 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m
農用地利用計画(現在)	32,750,686.07 ^m	25,120,454.50 ^m	5,096,378.48 ^m	1,627,881.54 ^m	31,844,714.52 ^m	243,378.00 ^m	32,088,092.52 ^m	0.00 ^m	662,593.55 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m
変更計画	0.00 ^m	-3,238.24 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m	-3,238.24 ^m	0.00 ^m	-3,238.24 ^m	0.00 ^m	3,238.24 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m
変更後の農用地利用計画	32,750,686.07 ^m	25,117,216.26 ^m	5,096,378.48 ^m	1,627,881.54 ^m	31,841,476.28 ^m	243,378.00 ^m	32,084,854.28 ^m	0.00 ^m	665,831.79 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m

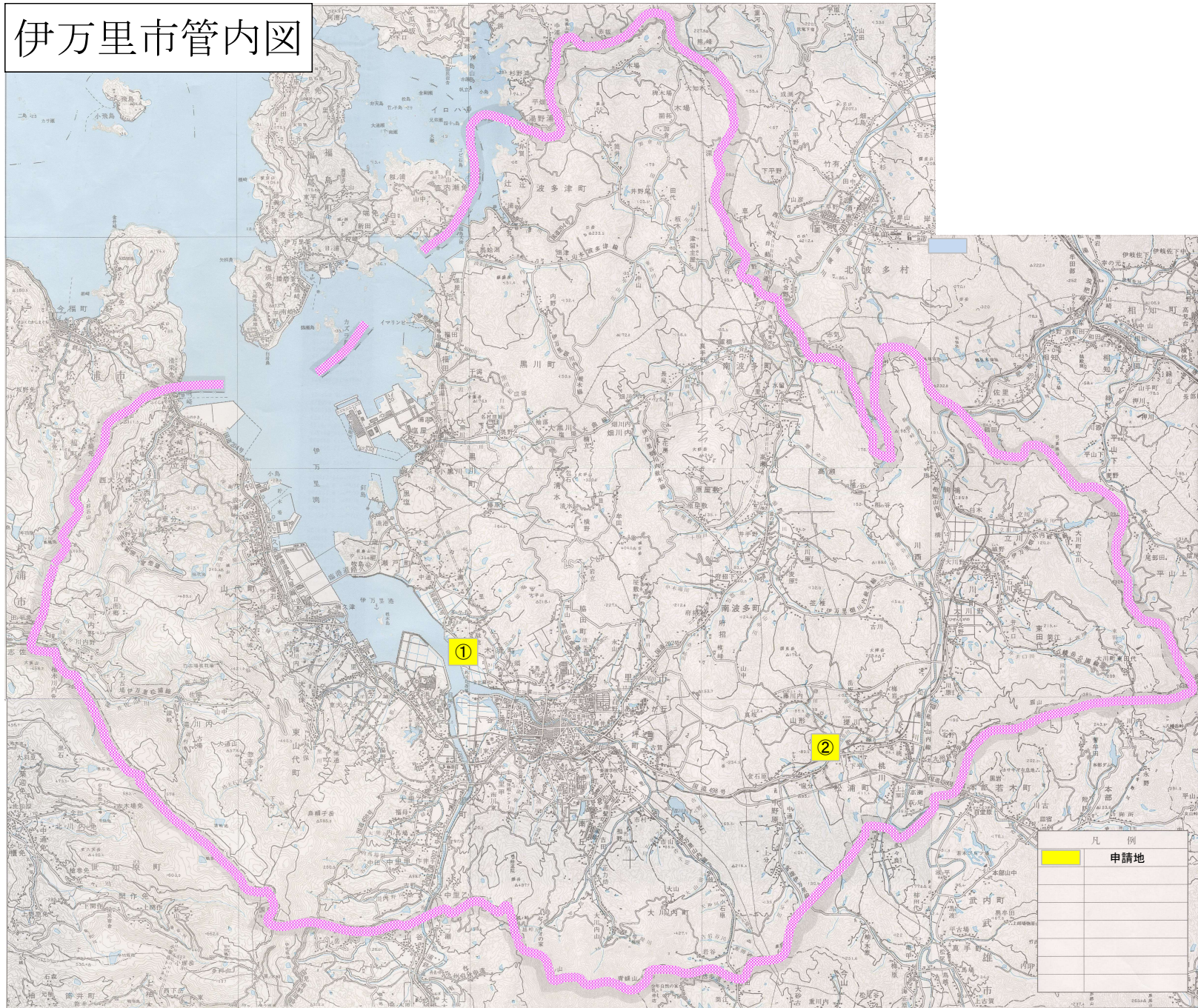
ウ. 変更総括調書

(ア) 用途区分を変更した農地

	1	2	3	4	5	6	7
変更事由	農業用倉庫新築工事	休憩所の設置の為					
変更場所	木須町 字四番新田 5348番1の全部 外3筆	松浦町山形 字久良木 6296番2の一部					
変更面積(m ²)	3,208.00	1888.00 のうち30.24					
備考	用途区分の変更	用途区分の変更					

変更事由							
変更場所							
変更面積(m ²)							
備考							

伊万里市管内図



エ. 変更事由別調書

番号	1
----	---

(ア) 変更目的及び理由

農業用倉庫新築工事

法施行令第10条第1項第4号に基づき用途区分を変更する。

(イ) 変更する土地(用途区分変更)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
木須町	字四番新田	5348番1	田		779.00	農用地区域内農地	
木須町	字四番新田	5348番3	田		263.00	農用地区域内農地	
木須町	字四番新田	5350番1	田		1,728.00	農用地区域内農地	
木須町	字四番新田	5355番1	田		438.0	農用地区域内農地	
合計					3,208.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
			ha	m ²			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。

ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
- ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

変更理由は農業振興に資するものであり、変更後に周辺の土地へ支障を及ぼすおそれはない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

有

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

伊 農 委 第 152 号
令 和 8 年 10 月 2 日

伊万里市長 深浦弘信 様

伊万里市農業委員会
会長 市 丸 道 雄



「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について（回答）

令和 8 年 9 月 2 9 日 付 伊 農 振 第 2 6 4 号 で 照 会 が あ り ま し た 標 記 の 件 に つ
い て、別紙のとおり回答します。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」及び「地域計画の変更」に対する意見
について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	木須町字四番新田5348番1 木須町字四番新田5348番3 木須町字四番新田5350番1 木須町字四番新田5355番1
申請地の状況	申請地は 木須町 に位置している。
変 更 目 的	農業用倉庫新築工事
申 請 内 容	用途区分の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)」の市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当する。
転用許可の見込みについて	農用地区域内で、申請人が農業を行う上で必要な農作業倉庫のためということで、農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請の申出内容が用途区分の変更であることから、農地転用許可基準「第2の1の(1)のアの(イ)のb」により転用許可は可能である。
計画変更に対する農業委員会の意見	転用目的は農作業倉庫であり、農業を行う上で必要な施設であることから農地の流動化や集団化に関して支障ないと考えられる。 また、雨水については申請地北側の水路に放流する計画のため、農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第326号
令和8年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について（回答）

令和8年9月29日付け伊農振第264号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

[illegible]

2. 農用地区域へ編入

[illegible]

3. 用途区分の変更

[illegible]

4. 地域計画から除外

[illegible]

5. 地域計画へ編入

[illegible]

J A伊営振発第 47 号
令和 8 年 10 月 5 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について（回答）

令和 8 年 9 月 29 日付、伊農振第 264 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【意見について】

意見なし。



エ. 変更事由別調書

番号 2

(ア) 変更目的及び理由

休憩所の設置の為
法施行令第10条第1項第4号に基づき用途区分を変更する。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
松浦町山形	字久良木	6296番2の一部	田		30.24	農用地区域内農地	1888.00のうち30.24
合計					30.24		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
ほ場整備事業	昭和47年	昭和63年	325 ha	30.24 m ²			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。
ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
- ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

変更理由は農業振興に資するものであり、変更後に周辺の土地へ支障を及ぼすおそれはない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

伊 農 委 第 152 号
令 和 8 年 10 月 2 日

伊万里市長 深浦弘信 様

伊万里市農業委員会
会長 市 丸 道 雄



「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について（回答）

令和 8 年 9 月 2 9 日付け伊農振第 2 6 4 号で照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」及び「地域計画の変更」に対する意見
について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	松浦町山形字久良木6296番2の一部
申請地の状況	申請地は 松浦町山形 に位置している。
変 更 目 的	休憩所の設置の為
申 請 内 容	用途区分の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)」の市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当する。
転用許可の見込みについて	農用地区域内で、申請人が農業を行う上で必要な休憩所のためということで、農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請の申出内容が用途区分の変更であることから、農地転用許可基準「第2の1の(1)のアの(イ)のb」により転用許可は可能である。
計画変更に対する農業委員会の意見	転用目的は休憩所であり、農業を行う上で必要な施設であることから農地の流動化や集団化に関して支障ないと考えられる。 また、雨水については申請地東側の水路に放流する計画のため、農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第326号
令和8年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について（回答）

令和8年9月29日付け伊農振第264号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

[illegible]

2. 農用地区域へ編入

[illegible]

3. 用途区分の変更

[illegible]

4. 地域計画から除外

[illegible]

5. 地域計画へ編入

[illegible]

J A伊営振発第 47 号
令和 8 年 10 月 5 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について（回答）

令和 8 年 9 月 29 日付、伊農振第 264 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【意見について】

意見なし。

